



長野県報

11月28日(木)
令和元年
(2019年)
第60号

目 次

規 則

財務規則の一部を改正する規則（人事課）	1
建築土法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）	1
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（東北信運転免許課）	3

告 示

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（水大気環境課）	4
保安林の指定施業要件の変更予定（5件）（森林づくり推進課）	4
告示の廃止（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	6
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	7
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	8
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育政策課）	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	9
随意契約の相手方の決定（文化財・生涯学習課）	10

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第136号の給料及び諸手当用中

「 」を

「災害派遣手当」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事課

建築土法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

建築土法施行細則の一部を改正する規則

建築土法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に

改める。

第5条第1項中「戸籍抄本」の次に「その他の当該変更の内容が確認できる書類」を加える。

第7条第1項中「第8条の2各号」を「第8条の2第1号及び第2号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 建築士が死亡したとき 戸籍抄本その他の当該建築士の死亡が確認できる書類

第7条第1項第2号を削り、同項第3号中「第7条第3号又は第4号」を「第7条第2号又は第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第4項中「第8条の2第3号」を「第8条の2第2号」に改め、「限る。」の次に「若しくは第2項」を、「おいては」の次に「、当該建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「失踪」を「失踪」に、「戸籍抄本」を「戸籍抄本その他の当該建築士が失踪の宣告を受けた事実が確認できる書類」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、死亡等届出書（様式第7号）に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

第8条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第20条第1号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第21条中「第9条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第22条中「の規定の」を「並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第1条の3の規定の」に、「規定中」を「規定（建築士法施行規則第1条の3を除く。）中」に、「建築士登録事項変更届出書」を「建築士登録事項変更届」に、「及び第3項」を「、第2項及び第4項」に、「死亡等届出書」と、同条第2項中「建築士免許取消申請書」を「建築士死亡等届」と、同条第3項中「建築士免許取消申請書」に、「前条第3項」を「前条第4項」に、「第7条第3項」を「第7条第4項」に、「する」を「、建築士法施行規則第1条の3中「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定登録機関」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは」とあるのは「二級建築士又は」とする」に改める。

様式第1号中「戸籍抄本及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、

「 1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 いる□ いない□ を
2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある□ ない□ 」

「 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある□ ない□ 」に、「3 建築士法」を「2 建築士法」

に、「4 建築士法」を「3 建築士法」に、「5 建築士法」を「4 建築士法」に、

「 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで を
「 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい□ いいえ□ 」に改め、同様式の注に次のように加える。
」

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態である場合は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

様式第4号中「戸籍抄本」の次に「その他の当該変更の内容が確認できる書類」を加える。

様式第7号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に、

「 □ 死亡 を
□ 後見開始の審判
□ 保佐開始の審判
」

「 □ 死亡 に、
」

「 □ 失踪の宣告 を
」

「 □ 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合 に改める。
□ 失踪の宣告
」

様式第8号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

建築住宅課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月28日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

長野県公安委員会規則第5号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第2号中「海外旅行、災害その他政令で定める」を「政令第33条の6の2第1号から第5号までに掲げる」に改める。

第27条の2中「者が」を「者が、」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

府令第21条第3項及び第30条の13第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、運転免許証の再交付の申請（法第94条第1項の規定による届出をした場合又は府令第21条第1項各号のいずれかに該当する場合における申請に限る。）又は運転経歴証明書の再交付の申請（府令第30条の13第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合における申請に限る。）をしようとする者が、これらの再交付に係る申請書を警察署長を経由しないで公安委員会に提出する場合とする。

第28条の2第1項中「に規定」を「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）に規定」に改める。

様式第23号の2中「明・大・昭・平 年」を「 年」に、「はる」を「貼る」に、

申請取消受理年月日	年 月 日	を
-----------	-------	---

申請取消受理年月日	<input type="checkbox"/> 申請取消受理	年 月 日	に
又は免許失効年月日	<input type="checkbox"/> 免許失効		

改める。

様式第23号の4中「明・大・昭・平 年」を「 年」に、

再交付を申請する理由 (該当するものを) (○で囲むこと。)	亡失 滅失 汚損 破損 その他 ()	を
--------------------------------------	---------------------	---

再交付を申請する理由 (該当するものを) (○で囲むこと。 記載事項の変更の有無)	亡失 滅失 汚損 破損 その他 ()	に
	有 無	

改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

東北信運転免許課